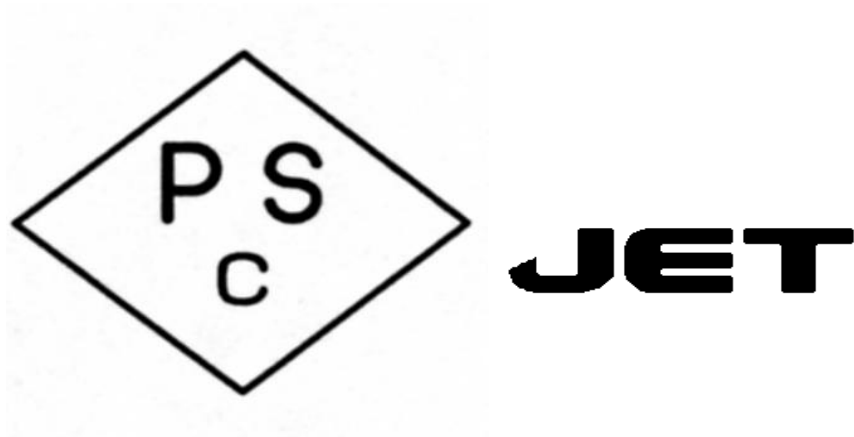


特別特定製品適合性検査 お申込のご案内



一般財団法人 電気安全環境研究所
横浜事業所

浴槽用温水循環器適合性検査お申込みのご案内

平成29年04月

一般財団法人 電気安全環境研究所(J E T)

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31条。以下「法」といいます。）第12条（特別特定製品の適合性検査）では、国内の製造事業者又は輸入事業者は、特別特定製品（浴槽用温水循環器）について、販売する時までに登録検査機関の適合性検査を受け、その証明書の交付を受け、これを保存しなければならないと規定されています。J E Tは、法に基づく登録検査機関として、浴槽用温水循環器の適合性検査を実施させていただきます。

この適合性検査は、お申込み毎に実施することとなっておりますので、J E Tにお申込みいただく際には、次の事項をご確認のうえ、必要な各種書類及び試験品の準備をお願いします。

1. お申込みの対象者

特別特定製品の製造事業者又は輸入事業者であって、法第6条（事業の届出）の規定に従い届出をした事業者が対象となります。

2. お申込みの準備及び窓口

（1）適合性検査の検査方式

適合性検査は、法第12条（特別特定製品の適合性検査）第1項に規定され、第1号検査と第2号検査があります。これらの検査方式の概要は次表のとおりです。

検査方式	検査対象	備 考
第1号検査 （現物検査）	当該特別特定製品	製造又は輸入した特別特定製品そのものが検査の対象となります。
第2号検査 （サンプル検査）	試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係わる届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの	製造又は輸入する特別特定製品のサンプル、並びに特別特定製品を製造する工場の検査設備及び品質管理に関する事項が検査の対象となります。

（2）お申込みの準備

適合性検査は、上記（1）の第1号検査及び第2号検査それぞれの確認について、申込み毎に実施することとなっております。

J E Tへお申込みいただく際に必要となるものは、次の表に示す書類と試験品（試験用の特別特定製品）です。次の点にご留意いただき、ご準備願います。

なお、申込みにあたっては、申込書別紙の「適合性検査申込みに係わる承諾事項（PSC-RE-102）」の内容を承諾の上、お申込み願います。

申込みに係わる各種書類は、J E Tのホームページからダウンロードができますので併せてご利用下さい。

書 類 名		様 式 等
適合性検査申込書		申込書様式（申込の種類に応じて3種類） 様式第四：第1号検査用（現物検査） 様式第五：第2号検査用（サンプル検査） 様式第六：適合性検査証明書同等確認申込書 様式第十：出張試験申込書（出張試験をご希望の場合）
		申込書別紙 PSC-RE-101：適合性検査申込に係わる確認事項 PSC-RE-102：適合性検査申込に係わる承諾事項 PSC-RE-103：製造工場一覧表（当該製品の製造工場をすべて記載して下さい。） PSC-RE-104：送付先等確認用紙（お申込みに係わる連絡・送付先を記載して下さい。） PSC-RE-105：委任状（お申込みに関する権限を代理人に委任する場合、ご提出下さい。） PSC-RE-106：適合性検査の申込に係わる宣言書（輸入事業者様が第2号検査をお申込みする際、ご提出下さい。）
添付書類	型式の区分	PSC-RE-107 様式を用意してありますのでお申し付け下さい。
	試験品の構造、材質及び性能の概要	PSC-RE-108 構造の概要、主要部分の材質、性能（電氣的定格）など、「型式の区分の要素及び区分」が判断できる内容を記載するとともに、商品名又はモデル名等を記載願います。
	検査設備一覧表	PSC-RE-109 製造工場等に具備している引張試験設備について、添付の一覧表に示す項目をまとめたもの。 第2号検査用ですので、様式第四（第1号検査用）でのお申し込みの際には添付の必要はありません。
	品質管理調査書	PSC-RE-110 製造工場等で実施している品質管理に関する事項について、添付の一覧表に示す項目をまとめたもの。 第2号検査用ですので、様式第四（第1号検査用）でのお申し込みの際には添付の必要はありません。
	技術的情報	試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料 技術的情報については、特に様式は定めておりません。
	適合性検査証明書の写し及び承諾書	適合性検査証明書同等確認の申込のとき 承諾書の様式は特に定めておりません。この承諾書とは、添付される適合性検査証明書の写しに記載された当該証明書の取得者から、お申込者（届出事業者）に対して、当該証明書の利用を承諾されていることを示す文書です。

(3) お問い合わせ・お申込書類等のご提出先

一般財団法人 電気安全環境研究所

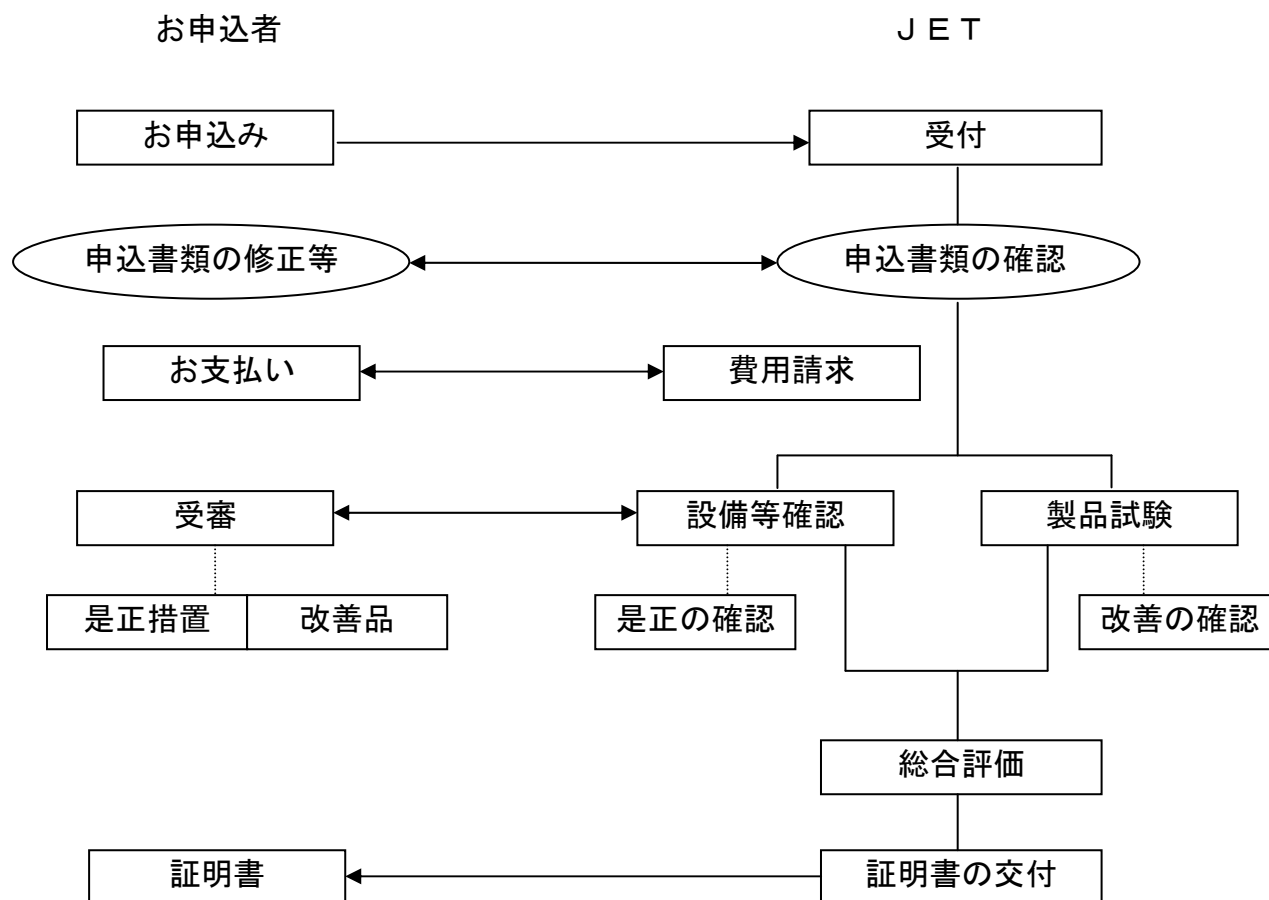
- 横浜事業所 カスタマーサービスグループ
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30
TEL045-582-2151 FAX045-582-2671
E-mail: yokohama@jet.or.jp
- 関西事業所 カスタマーサービスグループ
〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西4-1
TEL078-771-5135 FAX078-771-5136
E-mail: kansai@jet.or.jp

(4) その他お問い合わせ先等

- 東京事業所 カスタマーサービスグループ
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
TEL03-3466-5234 FAX03-3466-9219
E-mail: tokyo@jet.or.jp
- 九州事務所 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-15-20
(NMF博多駅前ビル2F)
TEL092-419-2385 FAX092-419-2386
E-mail: kyusyu@jet.or.jp
- JETホームページ
<http://www.jet.or.jp/>

3. お申込み～適合性検査証明書の交付

お申込書の受理から適合性検査証明書の交付までの手順は下図のとおりです。



(1) 受付

2 (1) 項の表中に記載の「適合性検査申込書」及び「添付書類」の関係書類一式並びに製品試験を実施する試験用サンプルのすべてが整った時点で、受付となります。

(2) 製品試験の実施

製品試験の目的は、法第3条の経済産業省令で定める技術上の基準への適合性を確認するものです。

(3) 設備等確認

設備等確認の目的は、法第12条第2項の経済産業省令で定める基準による検査設備及び品質管理に関する事項を確認するものです。なお、この確認は、第2号検査用（サンプル検査）のみに適用されます。

- ①検査設備の確認は、引張試験機及び試験用毛髪（50g及び180g）の現認を行います。
- ②品質管理に関する事項の確認は、次の項目の適切性について確認を行います。
 - a. 製品検査：製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
 - b. 検査設備管理：検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。

- c. 資材の受け入れ及び製造管理：資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
- d. 製造設備管理：製造設備の管理に関する規定が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
- e. 組織及び責任と権限：品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

(4) 証明書の交付

製品試験及び設備等確認に適合したときは、適合性検査証明書を交付します。また、輸入しようとする特別特定製品の型式について、既に交付されている適合性検査証明書との同等性を確認したときは、適合性検査証明書同等確認書を交付します。

4. 適合性検査手数料

適合性検査手数料は、附属書1のとおりです。

5. 適合性検査申込書等記載事例

適合性検査申込書、別紙及び添付書類等の記載事例を、附属書2に示します。

6. 申込書等様式集

適合性検査申込書、別紙及び添付書類等の様式集を附属書3に示します。

7. その他

(1) 証明書等の維持、一時停止及び取消

苦情又はその他の情報から製品が適合性検査の要求事項に適合していないことが明らかになった場合、認証書等の一時停止及び取消を行うことがあります。

(2) 苦情及び異議申し立について

当業務についてのご不満等は、書面にて承ります。JETの回答による苦情処理に対してなお不服がある場合には、不服の内容を書面にてご提出頂ければ、異議申し立てとして対応させていただきます。

附属書 1

浴槽用温水循環器手数料表

(単位： 円)

項 目	第 1 号検査	第 2 号検査
試験料Ⅰ（吸入口構造） ● カバーの着脱が可能であって、吸入口が1のもの： ● カバーの着脱が不可能であって、吸入口が1のもの： ● 吸入口が2以上のもの：	180,000 132,000 見積額	
試験料Ⅱ（製品確認）	42,000	—
設備等確認 現地確認： 書面確認：	—	84,000 7,000
発行手数料 適合性検査証明書再発行 試験成績書正本 試験成績書複本	24,000 42,000 14,000	
取下げ手数料	12,000 + 試験等に要した工数に相当する額	
この表にない手数料（評価技術料）	20 分まで 7,000 40 分まで 12,000 1 時間まで 14,000 以降 30 分毎 7,000	
備考1. 「書面確認」において、2 件以上の同時申込みの場合には、2 件目以降分については半額とすることができます。 備考2. 設備等確認等のための出張に係る費用は、JET 旅費規程によります。 備考3. 現地確認の調査時間（移動時間を含む）が2 日以上となるときは、超過の半日毎に 35,000 円を加算します。 備考4. 出張試験における試験料は、試験料の欄の額と同額とします。 備考5. 試験終了期間を限定しない申込み、一括申込み等の場合には、手数料を割り引くことがあります。 備考6. この手数料表の手数料に消費税を加算します。		

附属書 2

適合性検査申込書等記載事例（第 2 号検査用）

様式第四 （記載例）

（第2号検査用）

適合性検査申込書

年 月 日

受付番号：

（JET記載欄）

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

消費生活用製品安全法第12条第1項第2号に規定する証明書の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込書別紙の「適合性検査申込に係わる承諾事項」の事項を承諾の上、本申込書を提出します。

1. 申込者（届出事業者）：

会社名： 渋谷電気株式会社

お申込者の住所及び会社名を記載して下さい。本欄に記載されている事項が証明書に反映されます。

住所：〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

2. 特別特定製品名： 浴槽用温水循環器

3. 型式の区分：

別紙のとおり

4. 特別特定製品の構造、材質及び性能の概要：

別紙のとおり

5. 製造工場：

別紙のとおり

（輸入事業者にあつては、製造事業者）

6. 申込みに関する責任者：

会社名： 渋谷電気株式会社

住所： 〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

所属・役職： 品質管理課

氏名： 横浜 三郎

（署名又は捺印）

TEL：

FAX：

E-mail：

PSC-RE-101 (記載例)

受付番号: _____

適合性検査申込に係わる確認事項

1. 初めての申込みですか？

☒ はい☐ いいえ：（交付された最新の適合性検査証明書番号を記載願います）
（JET — — ）☐ 継続[更新]（交付された適合性検査証明書の写しを添付願います）

2. 申込者（届出事業者）の代表者の役職名及び氏名を記載願います。

☒ 役職名及び氏名（ふりがな）：（例：代表取締役社長 代々木太郎(よよぎたろう)）
代表取締役社長 代々木 太郎(よよぎたろう)

3. 次の書類がお申込み毎に必要となりますので、必ずご提出願います。

☒ 適合性検査申込みに係わる承諾事項（PSC-RE-102）☒ 型式の区分（PSC-RE-107）☒ 製品の構造、材質及び性能の概要を記載した書面（PSC-RE-108）☒ 製造工場一覧表（PSC-RE-103）☒ 検査設備一覧表（PSC-RE-109：工場毎に必要となります）（第2号検査のみ）☒ 品質管理調査書（PSC-RE-110：工場毎に必要となります）（第2号検査のみ）☒ 技術的情報（試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、
その他試験を実施するために必要な資料）☒ 送付先等確認用紙（PSC-RE-104）☐ 適合性検査の申込みに係る宣言書（PSC-RE-106）（輸入事業者による第2号検査のみ
必要となります）☐ 適合性検査証明書の写し及び承諾書（適合性検査証明書同等確認のみ必要となります）

4. 次の書類を必要に応じてご提出願います。

☐ 委任状（PSC-RE-105：代理人によるお申込みのときは、必ず必要となります）☐ 出張試験申込書（様式第七：出張試験をご希望のとき）

5. 試験成績書の発行

☐ 希望する（☐ 和文 ☐ 英文）（有料となります）モデル名の記載：☐ 必要（モデル名： ） ☐ 不要

注）英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記をご提出願います。

☒ 希望しない

6. 試験品の情報（発送予定日、梱包数などの必要な情報を記載願います）

☒ 試験品のみを発送予定（29年 4月 1日頃）（梱包数： 1）☐ JETの窓口へ持込予定（ 年 月 日頃）☐ 試験品を申込書類と同封・同梱して発送（ 年 月 日頃）

7. ご要望・ご連絡事項

適合性検査申込みに係わる承諾事項

お申込にあたって、次の事項を承諾していただいた後、申込書をご提出いただくようお願い申し上げます。

【認証（適合性証明書）に関する事項】

1. 消費生用製品活安全法の第十一条「基準適合義務等」の要求事項を遵守すること。
2. 次の掲げる事項を含み、評価実施のために必要な準備をしていただくこと。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる申込者側の区域への立入り
 - 評価の目的（例えば、製品試験、設備等確認、サーベイランス、再審査）のための従業員との接触
 - 苦情の解決を目的とした調査
 - 認証される製品の評価に必要なすべての情報の提供
3. 認証の表明は、交付された認証（適合性検査証明書）の範囲のみに限定すること。
4. J E T の評価を損なうような方法で製品認証を使用しないこと。
5. J E T が認めていない方法又は誤解を招く方法で製品認証の表明をしないこと。
6. 認証の一時停止又は取消しのときは、掲載しているすべての広告物の使用を中止し、J E T が要求するすべての認証文書（適合性検査証明書）を返却すること。
7. 「製品が該当規格に適合して認証されている」ことを示すためのみに「認証」を使用すること。
8. 証明書又は報告書の全部又はその一部を、誤解を招く方法で使用しないこと。
9. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで製品認証について掲載するときは、J E T の要求事項に従うこと。
10. 申込者は、認証を与えられた製品（以下「認証製品」という。）に関連するすべての苦情の記録を維持管理すること。
11. 上記10)号の記録をJ E T が必要な場合に利用できること。
12. 申込者は、苦情及び認証製品から発見されたすべての欠陥に関して適切な処置をとること。

(1/2)

13. 上記12)号で実施した活動を文書化すること。

14. 認証後（適合証明書交付後）、登録情報（認証申込者、認証製品及び証明書番号）を公表することがある。
15. J E Tは、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に開示することができる。

【申込み及び試験品に関する事項】

16. この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。
17. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。
18. 試験品の受け渡しは、横浜又は関西の何れかの事業所とします。J E Tより指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。
19. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、J E Tが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
20. J E Tは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、J E Tは一切その責任を負わないものとします。
21. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、J E Tで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

以上

上記の内容を確認し、承諾していただいた後、以下に署名又は捺印して下さい。

平成 24年 11月 1日

游谷電気株式会社
横浜 三郎

適合性検査申込書の申込みに関する責任者：

(2/2)

PSC-RE-103 （記載例）

受付番号：

製造工場一覧表

1. 初めての申し込みですか？

■ はい → 「2」へお進み下さい。

□ いいえ（既にJETの証明書の交付を受けている）

□ 今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一である。（証明書番号をご記入するだけで結構です）

証明書番号（JET — — ）

□ 今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と異なる。 → 「2」へお進み下さい。

2. お申込みの製造工場をすべて記載して下さい。

（製造工場が4を超えるときは、別紙に記載して下さい）

製造工場 1

工場名： 渋谷電気株式会社 横浜工場

住 所： 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

製造工場 2

工場名：

住 所：

製造工場 3

工場名：

住 所：

製造工場 4

工場名：

住 所：

PSC-RE-104 (記載例)

受付番号：

送付先等確認用紙

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。(□ にチェック願います)

- J E T からのお問い合わせ先；
 ■ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
- 適合性検査証明書、試験成績書の送付先；
 ■ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
- 試験料等の請求書送付先；
 ■ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
 (「請求書宛名」が申込者名と異なる場合を希望するときは、その旨を添付願います)
- 試験済品等の返還；
 ■ 着払いにて返送を希望
 ■ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
 □ 引き取る
 □ J E T での廃棄を希望 (小型のものに限り、廃棄に係る費用は申込者が負担する)

記

連絡先 1：

会社名：

住所：

担当者名：

所属・役職：

TEL：

FAX：

E-mail：

連絡先 2：

会社名：

住所：

担当者名：

所属・役職：

TEL：

FAX：

E-mail：

PSC-RE-107 (記載例)

型式の区分

浴槽用温水循環器

要 素	区 分
(A)吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの
	(2) 浴槽に吸入口がないもの
(B)吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの
	(2) その他のもの
(C)吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの
	(2) 25リットル毎分以上50リットル毎分未満のもの
	(3) 50リットル毎分以上75リットル毎分未満のもの
	(4) 75リットル毎分以上100リットル毎分未満のもの
	(5) 100リットル毎分以上のもの
(D)カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの
	(2) 工具によらなければ取り外しができないもの
	(3) 工具によらなくとも取り外しができるもの
	(4) カバーがないもの
(E)カバーの形状（カバーのあるものに限る。）	(1) 多孔状のもの
	(2) スリット状のもの
	(3) メッシュ状のもの
	(4) スリットとメッシュを複合したもの
	(5) プレートに間座を設けて取り付けしたもの
	(6) その他のもの
(F)カバーを取り外した時の運転停止機能（カバーのあるものに限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

PSC-RE-108

(記載例)

試験品の構造、材質及び性能の概要

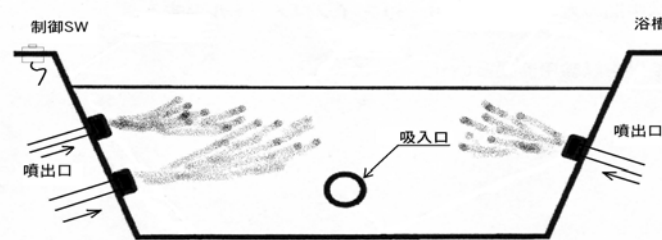
1. 構造の概要

(お申込みいただく商品のモデル名並びに当該商品の機能、構造、動作原理などを詳細に説明)

本品は次のように浴槽内の温水を吸水口より取り込み、噴出口より温水と温水に取り込んだ空気を噴出する構造のものである。

本品のポンプ部は浴槽外の屋内に設置し、浴槽までは金属性の配管を取り廻して温水の吸・噴出を行う。

ポンプ部の操作は、浴槽の縁に取り付けられたスイッチにて行う。



商品名: ジェットバス NP-10

2. 性能又は定格

(定格電圧、周波数、消費電力などの定格等を記載)

定格電圧 AC100V 、定格周波数 50Hz／60Hz

定格消費電力 400W

吸入口一箇所当たりの最大吸入能力: 66ℓ／分

3. 技術的情報

(構成部品一覧表、回路図、図面、写真などの必要な情報を添付)

4. 銘板表示

ジェットバス NP-10	
 JET 株式会社〇〇〇〇	注意: 吸入口に毛髪が吸い込まれる恐れがあります。 吸入口のカバー等が緩んだ状態又は外れた状態で運転しないでください。 運転中には浴槽内には潜らないでください。 お子さまの入浴には十分注意してください。
定格電圧 100V、 定格周波数 50/60Hz、 定格消費電力 400W	

PSC-RE-109 (記載例)

検査設備一覧表

	引張試験設備	
	引張試験機	毛 髪
性 能	測定範囲：0.1～ 30 N 精 度： 0.1 N	重さ： 50gのもの及び180gのもの 長さ： それぞれ400mm
数 量	1	各1
製造者名	○◇△精密株式会社	㈱レジーナ
モデル名	NS-1001	JBK50(50g用) JBK180(180g用)
校正実施日	平成15年4月1日	—

【参考】

検査設備要求内容（省令第20条関係）

電気用品の区分	浴槽用温水循環器
検査設備	引張試験設備
技術上の基準	引張試験機（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、目盛りの精度が0.1ニュートン以上で、30ニュートンまで測定できるもの）及び毛髪（50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとしたもの）。

PSC-RE-110 (記載例)

品質管理調査書

(兼報告書)

	品質管理に関する事項の詳細	JET 記載欄
製品検査	製品検査規程(JET-001)を具備しており、これには、適切な検査方法が定められている。(製品検査担当部署／製品検査の時期、頻度、抜き取り方法／検査項目、検査方法、検査基準及び記録様式／不合格の場合の措置)	☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
検査設備管理	検査設備管理規程(JET-002)を具備しており、これには、検査設備の適切な管理方法が定められている。(検査設備の種類、性能、数量／通常点検、定期点検の方法／記録様式／不良の場合の措置)	☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
資材の受入及び製造管理	● 受入検査規程(JET-003)を具備しており、これには、購入部品・部材の仕様及び仕入先が定められている。(外観、構造、寸法／材質、強度等の性能／購入先及び購入頻度) ● 工程管理規程(JET-004)を具備しており、これには、工程図が含まれており、各工程の作業標準が定められている。	☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
製造設備管理	製造設備管理規程(JET-005)を具備しており、これには、製造設備の適切な管理方法が定められている。(製造設備の種類、性能、数量／通常点検、定期点検の方法／記録様式／不良の場合の措置)	☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
組織及び責任と権限	組織規程(JET-006)を具備しており、これには、社内組織及び協力工場等の組織の形態が明確となっており、かつ、部署毎の任務、権限、責務を明記している。	☐ 責任と権限の明確化状況 () ☐ 品質管理責任者名 ()

備考1. 設備等確認の際には、社内管理の整備状況を確認しますので、その規程類の名称(管理番号を含む)とその規定内容の概要をこの表の「品質管理に関する事項の詳細」の欄の事例を参考に記載願います。ただし、これは、事例として示したものであり、安全性品質が確保できるものであれば、規程の名称や管理の手法を限定するものではありません。

【添付資料】

附属書 3

申込書等様式集

1. 適合性検査申込書様式

様式第四：適合性検査申込書（第1号検査用）

様式第五：適合性検査申込書（第2号検査用）

様式第六：適合性検査証明書同等確認申込書（証明書同等確認用）

様式第十：出張試験申込書（出張試験をご希望する場合）

2. 適合性検査申込書別紙

PSC-RE-101：適合性検査申込に係わる確認事項

PSC-RE-102：適合性検査申込に係わる承諾事項

PSC-RE-103：製造工場一覧表

PSC-RE-104：送付先等確認用紙

PSC-RE-105：委任状

PSC-RE-106：適合性検査の申込に係わる宣言書

3. 添付書類

PSC-RE-107：型式の区分

PSC-RE-108：試験品の構造、材質及び性能の概要

PSC-RE-109：検査設備一覧表

PSC-RE-110：品質管理調査書

様式第四

(第1号検査用)

適合性検査申込書

年 月 日
 受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

消費生活用製品安全法第12条第1項第1号に規定する証明書の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込書別紙の「適合性検査申込に係わる承諾事項」の内容を承諾の上、本申込書を提出します。

1. 申込者（届出事業者）：

会社名：

住所：〒

2. 特別特定製品名：

3. 型式の区分：

別紙のとおり

4. 特別特定製品の製造番号及び製造期間：

5. 特別特定製品の構造、材質及び性能の概要：

別紙のとおり

6. 製造工場：

別紙のとおり

(輸入事業者にあつては、製造事業者)

7. 申込みに関する責任者：

会社名：

住所：〒

所属・役職：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(署名又は捺印)

様式第五

(第2号検査用)

適合性検査申込書

年 月 日
 受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

消費生活用製品安全法第12条第1項第2号に規定する証明書の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込書別紙の「適合性検査申込に係わる承諾事項」の内容を承諾の上、本申込書を提出します。

1. 申込者（届出事業者）：

会社名：

住所：〒

2. 特別特定製品名：

3. 型式の区分：

別紙のとおり

4. 特別特定製品の構造、材質及び性能の概要：

別紙のとおり

5. 製造工場：

別紙のとおり

(輸入事業者にあつては、製造事業者)

6. 申込みに関する責任者：

会社名：

住所：〒

所属・役職：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(署名又は捺印)

適合性検査証明書同等確認申込書

年 月 日
受付番号：
(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

消費生活用製品安全法第12条第1項に規定する同条第2項の証明書と同等なものの確認を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込書別紙の「適合性検査申込に係わる承諾事項」の内容を承諾の上、本申込書を提出します。

1. 申込者（届出事業者）：
会社名：

住所：

2. 特別特定製品名：

3. 型式の区分： 別紙のとおり

4. 特別特定製品の構造、材質及び性能の概要： 別紙のとおり

5. 製造事業者： 別紙のとおり

6. 当該型式について適合性検査証明書を受けている他の届出事業者：
会社名：

住所：

7. 当該適合性検査証明書の番号及び交付年月日：

8. 申込みに関する責任者：
会社名：

住所：

所属・役職：

氏名： (署名又は捺印)

TEL： FAX： E-mail：

様式第十

出張試験申込書

年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 殿

住 所
会社名
氏 名

下記の特別特定製品について、出張試験を受けたいので申し込みます。

記

1. 申込者（届出事業者）：

住 所：

氏名又は名称：

2. 特別特定製品名：

3. 型 式：

4. 申 込 理 由：

5. 試 験 場 所：

PSC-RE-101

受付番号：

適合性検査申込に係わる確認事項

1. 初めてのお申込みですか？
 - ☐ はい
 - ☐ いいえ（交付された最新の適合性検査証明書番号を記載願います）
（JET — — ）
 - ☐ 継続[更新]（交付された適合性検査証明書の写しを添付願います）
2. 申込者（届出事業者）の代表者の役職名及び氏名を記載願います。
 - ☐ 役職名及び氏名（ふりがな）：（例：代表取締役社長 代々木太郎(よよぎたろう)）
3. 次の書類がお申込み毎に必要なとなりますので、必ずご提出願います。
 - ☐ 適合性検査申込に係わる承諾事項（PSC-RE-102）
 - ☐ 型式の区分（PSC-RE-107）
 - ☐ 製品の構造、材質及び性能の概要を記載した書面（PSC-RE-108）
 - ☐ 製造工場一覧表（PSC-RE-103）
 - ☐ 検査設備一覧表（PSC-RE-109：工場毎に必要なとなります）（第2号検査のみ）
 - ☐ 品質管理調査書（PSC-RE-110：工場毎に必要なとなります）（第2号検査のみ）
 - ☐ 技術的情報（試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料）
 - ☐ 送付先等確認用紙（PSC-RE-104）
 - ☐ 適合性検査の申込みに係る宣言書（PSC-RE-106）（輸入事業者による第2号検査のみ必要となります）
 - ☐ 適合性検査証明書の写し及び承諾書（適合性検査証明書同等確認のみ必要となります）
4. 次の書類を必要に応じてご提出願います。
 - ☐ 委任状（PSC-RE-105：代理人によるお申込みのときは、必ず必要となります）
 - ☐ 出張試験申込書（様式第七：出張試験をご希望のとき）
5. 試験成績書の発行
 - ☐ 希望する（☐ 和文 ☐ 英文）（有料となります）
 モデル名の記載： ☐ 必要（モデル名： ） ☐ 不要
 注）英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記をご提出願います。
 - ☐ 希望しない
6. 試験品の情報（発送予定日、梱包数などの必要な情報を記載願います）
 - ☐ 試験品のみを発送予定（ 年 月 日頃）（梱包数： ）
 - ☐ JETの窓口へ持込予定（ 年 月 日頃）
 - ☐ 試験品を申込書類と同封・同梱して発送（ 年 月 日頃）
7. ご要望・ご連絡事項

適合性検査申込みに係わる承諾事項

お申込にあたって、次の事項を承諾していただいた後、申込書をご提出いただくようお願い申し上げます。

【認証（適合性検査証明書）に関する事項】

1. 消費生用製品活安全法の第十一条「基準適合義務等」の要求事項を遵守すること。
2. 次の掲げる事項を含み、評価実施のために必要な準備をしていただくこと。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる申込者側の区域への立入り
 - 評価の目的（例えば、製品試験、設備等確認、サーベイランス、再審査）のための従業員との接触
 - 苦情の解決を目的とした調査
 - 認証される製品の評価に必要なすべての情報の提供
3. 認証の表明は、交付された認証（適合性検査証明書）の範囲のみに限定すること。
4. J E T の評価を損なうような方法で製品認証を使用しないこと。
5. J E T が認めていない方法又は誤解を招く方法で製品認証の表明をしないこと。
6. 認証の一時停止又は取消しのときは、掲載しているすべての広告物の使用を中止し、J E T が要求するすべての認証文書（適合性検査証明書）を返却すること。
7. 「製品が該当規格に適合して認証されている」ことを示すためのみに「認証」を使用すること。
8. 証明書又は報告書の全部又はその一部を、誤解を招く方法で使用しないこと。
9. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで製品認証について掲載するときは、J E T の要求事項に従うこと。
10. 申込者は、認証を与えられた製品（以下「認証製品」という。）に関連するすべての苦情の記録を維持管理すること。
11. 上記10)号の記録をJ E T が必要な場合に利用できること。
12. 申込者は、苦情及び認証製品から発見されたすべての欠陥に関して適切な処置をとること。

(1/2)

13. 上記12)号で実施した活動を文書化すること。

14. 認証後（適合証明書交付後）、登録情報（認証申込者、認証製品及び証明書番号）を公表することがある。
15. J E Tは、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に開示することができる。

【申込み及び試験品に関する事項】

16. この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。
17. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。
18. 試験品の受け渡しは、横浜又は関西の何れかの事業所とします。J E Tより指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。
19. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、J E Tが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
20. J E Tは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、J E Tは一切その責任を負わないものとします。
21. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、J E Tで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

以上

上記の内容を確認し、承諾していただいた後、以下に署名又は捺印して下さい。

年 月 日

適合性検査申込書の申込みに関する責任者： （署名又は捺印）

(2/2)

PSC-RE-103

受付番号：

製造工場一覧表

1. 初めての申し込みですか？

☐ はい → 「2」へお進み下さい。

☐ いいえ（既にJETの証明書の交付を受けている）

☐ 今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一である。（証明書番号をご記入するだけで結構です）

証明書番号（JET — — ）

☐ 今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と異なる。 → 「2」へお進み下さい。

2. お申込みの製造工場をすべて記載して下さい。

（製造工場が4を超えるときは、別紙に記載して下さい）

製造工場 1

工場名：

住 所：

製造工場 2

工場名：

住 所：

製造工場 3

工場名：

住 所：

製造工場 4

工場名：

住 所：

PSC-RE-104

受付番号：

送付先等確認用紙

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。（□ にチェック願います）

- J E T からのお問い合わせ先；
 □ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
- 適合性検査証明書、試験成績書の送付先；
 □ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
- 試験料等の請求書送付先；
 □ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
 （「請求書宛名」が申込者名と異なる場合を希望するときは、その旨を添付願います）
- 試験済品等の返還；
 □ 着払いにて返送を希望
 □ 申込書の申込責任者 □ 下記の連絡先 1 □ 下記の連絡先 2
 □ 引き取る
 □ J E T での廃棄を希望（小型のものに限り、廃棄に係る費用は申込者が負担する）

記

連絡先 1：

会社名：

住所：

担当者名：

所属・役職：

TEL：

FAX：

E-mail：

連絡先 2：

会社名：

住所：

担当者名：

所属・役職：

TEL：

FAX：

E-mail：

PSC-RE-105

委 任 状

年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

[申 込 者]

(適合性検査申込書の「申込者(届出事業者)」をご記入下さい)

会社名：

住所：〒

所属・役職：

責任者名： (署名又は捺印)

私は、次の者を代理人と定め消費生活用製品安全法に基づく適合性検査の申込みに
関する一切の権限を委任します。

[代 理 人]

会社名：

住所：〒

所属・役職：

責任者名： (署名又は捺印)

T E L：

F A X：

委 任 期 間：

☐ 代理人に変更があるまで

☐ 期間を定める (年 月 日より 年 月 日まで)
(変更までの期間又は定めた期間内のお申し込みについては当該委任状の写しを必ず提出して下さい。)

受付番号：

適合性検査の申込に係る宣言書

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

私は、輸入する特別特定製品の製造事業者における品質管理に関する次の事項について、適合性検査証明書の交付を受けた日から起算して当該製品に係る消費生活用製品安全法施行令（昭和49年3月5日政令48号）で定める期間を経過する日までの間は、これを管理し維持します。

- 製品検査：製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
- 検査設備管理：検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
- 資材の受入れ及び製造管理：資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
- 製造設備管理：製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
- 組織及び責任と権限：品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

1. 申込者（届出事業者）：

会 社 名：

住 所：

2. 特別特定製品名：

3. 製造事業者：

会 社 名：

住 所：

4. 申込者の責任者：

会 社 名：

住 所：

所属・役職：

氏 名：

(署名又は捺印)

TEL：

FAX：

E-mail：

PSC-RE-107

型式の区分

浴槽用温水循環器

要 素	区 分
(A) 吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの
	(2) 浴槽に吸入口がないもの
(B) 吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの
	(2) その他のもの
(C) 吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの
	(2) 25リットル毎分以上50リットル毎分未満のもの
	(3) 50リットル毎分以上75リットル毎分未満のもの
	(4) 75リットル毎分以上100リットル毎分未満のもの
	(5) 100リットル毎分以上のもの
(D) カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの
	(2) 工具によらなければ取り外しができないもの
	(3) 工具によらなくとも取り外しができるもの
	(4) カバーがないもの
(E) カバーの形状（カバーのあるものに限る。）	(1) 多孔状のもの
	(2) スリット状のもの
	(3) メッシュ状のもの
	(4) スリットとメッシュを複合したもの
	(5) プレートに間座を設けて取り付けしたもの
	(6) その他のもの
(F) カバーを取り外した時の運転停止機能（カバーのあるものに限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

PSC-RE-108

試験品の構造、材質及び性能の概要

1. 構造の概要

(お申込みいただく商品のモデル名並びに当該商品の機能、構造、動作原理などを詳細に説明)

2. 性能又は定格

(定格電圧、周波数、消費電力などの定格等を記載)

3. 材質

4. 技術的情報

(構成部品一覧表、回路図、図面、写真などの必要な情報を添付)

5. 銘板表示

PSC-RE-109

検査設備一覧表

	引張試験設備	
	引張試験機	毛 髪
性 能	測定範囲： ～ N 精 度： N	
数 量		
製造者名		
モデル名		
校正実施日		

【参考】

検査設備要求内容（省令第20条関係）

電気用品の区分	浴槽用温水循環器
検査設備	引張試験設備
技術上の基準	引張試験機（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、目盛りの精度が0.1ニュートン以上で、30ニュートンまで測定できるもの）及び毛髪（50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとしたもの）。

品質管理調査書

(兼報告書)

	品質管理に関する事項の詳細	JET 記載欄
製 品 検 査		☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
検 査 設 備管理		☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
資 材 の 受 入 及 び 製 造 管 理		☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
製 造 設 備管理		☐ 規程類の整備状況 () ☐ 実施状況 ()
組 織 及 び 責 任 と 権限		☐ 責任と権限の明確化状況 () ☐ 品質管理責任者名 ()